

青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印等を求める手続きの見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されており、県ではこれを踏まえ、見直しを進めています。

このため、自然保護課が所管する青森県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和34年4月青森県規則第38号）で定める各種様式について、押印を不要とする改正を行うこととしました。

2 改正の概要

次表に掲げる様式において、県民・事業者等による押印及び押印に代わる署名を不要とするための改正を行います。なお、一部の様式及び規則本文について、併せて語句の整理、法令の制定改廃に伴い当然に必要となる整理等、所要の整理を行います。

様式の名称等	
鳥獣捕獲等（鳥類卵採取等）許可申請書	第一号様式（その1）
狩猟免許申請書	第十六号様式
狩猟免許有効期間更新申請書	第十九号様式
狩猟者登録申請書	第二十号様式
狩猟者変更登録申請書	第二十一号様式 （その1）、（その2）
狩猟者登録登録事項変更届出書	第二十二号様式

3 新旧対照表

別添のとおり

4 公布日及び施行期日

公布日：令和4年4月15日（金）

施行期日：公布日と同日